

桑名市選挙管理委員会告示第28号

令和2年11月29日執行の桑名市長選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第79条第1項の規定により、開票の事務を選挙会場において選挙会の事務に併せて行うので、同法第79条第2項の規定により告示する。

令和2年11月22日

桑名市選挙管理委員会委員長 西村 治 生